

企業再生の新制度！ 専門家・経営者必聴

「特定調停」の活用と 「経営者保証の新ガイドライン」

【セミナー概要】

金融円滑化法終了後、中小零細企業の経営危機が深刻化していますが、この度、2つの画期的な新制度ルールが発足した。第1に「特定調停」の制度です。今まで適切な私的整理手続を実施することが困難なこともあり、日本弁護士連合会、最高裁判所、中小企業庁等の関係機関は協議を重ね、このほど「特定調停」を中小企業再生に利用することを提案し、新たな運用方法が確立された。第2に、「経営者保証に関するガイドライン」です。会社が行き詰まった場合、保証人である経営者の全財産が没収されることを防ぎ、当面の生活を支えて再起を促すことを狙った新ルールです。このガイドラインによって、早期に思い切って企業再生を図り、また、経営者保証を解消して事業を承継させることができるなど、中小企業の経営と再生が大きく変わることが予想されます。この二つの制度の活用によって、経営革新等支援機関の専門家が、金融機関との話し合いを支援するなどして、中小零細企業の私的整理による再生を加速化させることになり、金融円滑化法終了後の実務が大きく変わることが予想されます。このセミナーは、経営革新等支援機関の専門家及び中小零細企業経営者にとって、必聴のセミナーです。

【主催】 中小企業健全化研究会 代表 村木 宏彰

【後援】 弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所
㈱スター・タンアラウンド・パートナーズ

【日時】 平成26年4月16日

□第1部 専門家向けセミナー 13:30～16:00

□第2部 一般経営者向けセミナー 18:00～20:30

【会場】 道銀ビル12階会議室

札幌市中央区大通西4丁目道銀ビル

【費用】 3000円(同会社お二人目より1500円/人)

【申込先】 中小企業健全化研究会事務局

【申込方法】 FAXにて FAX:011-222-5127

*参加申込書到着次第、ご参加様宛に参加確認書をFAX又はメールでお送りいたします。

【プログラム】

□第1部 専門家向けセミナー 13:30～16:00

□第2部 一般経営者向けセミナー 18:00～20:30

★第1部 13:30～14:30 / 第2部 18:00～19:00

講師 認定事業再生士 山崎誠氏
●経営者保証ガイドラインの活用

★第1部 14:40～16:40 / 第2部 19:10～20:10

講師 弁護士 太田勝久氏
●特定調停スキームの仕組み
●特定調停スキームによる再生・私的整理の特徴

【講師紹介】

●認定事業再生士 山崎 誠氏

(株)スター・タンアラウンド・パートナーズ代表取締役、2007年に北海道地域の事業再生専門のk会社を設立し、多数の事業再生・支援を手掛ける事業再生の専門家。中小企業健全化研究会の会員。

●弁護士 太田 勝久氏

認定支援機関である弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所の代表弁護士として、多数の中小企業の事業再生、廃業清算などに取り組んでいる。法的整理及び私的整理に精通した、地域で数少ない専門弁護士。中小企業健全化研究会会員。

セミナー参加申込書

中小企業健全化研究会事務局 宛

フリガナ		日時	平成26年4月16日
氏名 (代表者)		参加セミナー にチェックして ください。	□第1部 13:30～16:00 経営革新等支援機関・専門家向けセミナー
紹介者			□第2部 18:00～20:30 中小企業経営者など一般向けセミナー
会社・団体名		TEL	
業種		FAX	
住所		E-MAIL	

返信先 FAX : 011-222-5127